

PMI日本支部法人スポンサー規程

(法人スポンサーの定義)

第1条 一般法人スポンサーとは、プロジェクトマネジメントに関心を持ち、PMI日本支部（以下PMI Jと称する）のミッションに理解を示し、その活動を支援する企業、公益法人および団体をいう。

第2条 メディア法人スポンサーとは、メディア関連の企業で、PMI Jのミッションに理解を示し、その活動を支援する企業をいう。一般法人スポンサーと異なり、会費納入ではなく広告・宣伝を含む自らの事業をとおして、PMI J活動に支援をいただく法人スポンサーをいう。

第3条 一般法人スポンサーおよびメディア法人スポンサーを総称して、法人スポンサーと称する。

第4条 法人スポンサーは、所定の書式により、PMI Jに法人スポンサー申込手続きをとるものとする。

(会議)

第5条 PMI Jは、法人スポンサーに対し年1回報告会を開催し、PMI Jの活動及び予算、決算の報告をする。また、必要に応じ適宜連絡会を開催する。

(会費)

第6条 一般法人スポンサーは、PMI J会計年度（1月1日に始まり12月31日に終わる）毎に、1口10万円の年会費、2口以上をPMI Jに納入する。一般法人スポンサーの申込が、年の後半に行われる場合は、申込初年度に限り、1口の納入も可能とする。

(特典)

第7条 法人スポンサーは以下の特典を有する。

(1) PMI J販売図書のPMI会員なみの割引購入

(2) PMI J主催行事への会員価格での参加

(ただし、一般法人スポンサーは、1社あたり1口1名の参加者を随時指名できる。また、メディア法人スポンサー1社あたり1名の参加者を随時指名できる)

(3) PMI Jが提供する情報の利用

(PMI日本支部ニュースレターの受領、PMI J会員広場のアクセス等)

第8条 法人スポンサーは、前条(3)の特典を利用する社員2名をあらかじめ特定し、PMI J事務局に届け出るものとする。

(法人スポンサー資格の公表)

第9条 法人スポンサーは、自社がPMI J法人スポンサーであることを外部に公表することができる。

(法人スポンサー資格の継続)

第10条 法人スポンサーが、退会を希望する場合は、PMIJの新会計年度が始まる前までに、PMIJに申し出るものとする。

前項の申し出がない場合は、次会計年度も法人スポンサーの継続を承認したものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、PMIJ理事会で定める。

改定

2009年1月1日 支部名称変更